

平成16年厚岸町議会第2回定例会		
平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年6月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年6月21日 午後 2時20分
	閉 会	平成16年6月21日 午後 5時41分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	×
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	病 院 事 務 長	古 川 福 一
助 役	大 沼 隆	特別養護老人	藤 田 稔
収 入 役	黒 田 庄 司	ホーム施設長	
総 務 課 長	田 辺 正 保	デイサービス	藤 田 稔 (兼務)
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	センター施設長	
まちづくり	福 田 美 樹 夫	監 査 委 員	今 村 實
推 進 課 長		監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 管 理 課 長	柿 崎 修 一
保 健 福 祉 課 長	豊 原 隆 弘	教 委 生 涯	松 浦 正 之
環 境 政 策 課 長	佐 藤 悟	学 習 課 長	
農 政 課 長	西 野 清	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
水 産 課 長	大 崎 広 也	振 興 課 長	
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	農 委 事 務 局 長	藤 田 稔
建 設 課 長	北 村 誠	建 設 課 長 補 佐	倉 知 敏 春
水 道 課 長	松 澤 武 夫		

議 長 | ただいまより平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
開会時刻 14時20分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
4番。

4 番 | 議長の指名により決していただきたいと思ひます。

議 長 | ただいま議長指名の声がありますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

それでは議長において、委員長には音喜多委員、副委員長には岩谷委員を指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、委員長には音喜多委員、副委員長には岩谷委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。 休憩時刻 14時21分

委 員 長 | ただいまより平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。
再開時刻 14時22分

委 員 長 | 初めに、議案第53号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたしますが、少し休憩をしたいと思ひます。45分まで休憩します。

休憩入ります。 休憩時刻 14時22分

委 員 長 | 委員会を再開いたします。 再開時刻 14時45分

5ページ、事項別明細書をお開き願ひます。

7ページ、歳入から進めてまいります。

款、項、目により進めてまいります。

15款国庫支出金、3項委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長

3項委託金、4目農林水産業費委託金。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

21款諸収入、4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、6項雑入、3目雑入。

歳入ございませんか。

(なし)

委員長

なければ、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、5目交通安全防犯費、10目企画費。

3款民生費、1項社会福祉費、7目社会福祉施設費。

4款衛生費、2項環境政策費、4目ごみ処理費。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農道費。

12番。

12番

ここでちょっとお伺いしたいんですけども、これとは直接関係ないんですが、さきの議会でも質問したんですけども、農家の道路沿いの牧さくの件なんですけど、その後どういうふうになっていますか、ちょっとお尋ねをいたします。

委員長

農政課長。

農政課長

トライベツの牧さくの件ということでお答えをさせていただきます。

この関係につきましては、平成9年の時点の問題ということで、いろいろ担当者もかわりましてしておりますので、いろいろ調べてきてみております。また、本人ともお話をさせていただいております。

その結果でございますけれども、本人等の言い分といいますか、そういう部分で役場側との見解の相違というか、話が多少食い違っている点があるということで、一つには、前回も申し上げておりますけれども、この牧さくの設置については、放牧地幹線道路の周辺でなければできないということで、これは前回申し上げてきたところでありまして、通称に言います増反地の部分をご本人が要望をされていたと、その時点で制度的には難しいということで、本人の方もそれでできないということでは了解をいただいたと、それで前回のご指摘の中では、本人が自宅周辺の放牧地について要望していたというふうに言われておりましたけれども、町側の方の、前任者の聞き取りでいきますと、両方ともやらないという本人の申し出があったという

ことで、事業が平成13年度で終わっておりますので、それまでの間そういった申し出もなく、昨年12月にご質問者のお話で、初めてそういう形が出てきたというような状況であります。

一方、防衛庁の方ともそういったことで話をしておりますが、昨今については、5年間で受け入れ態勢を整える、そういった事業であるということで、防衛としても難しいということでありましたけれども、上京する機会があるのでそれらを協議したいという形にまで今いっております、現在のところはご返事をまだいただいてないというのが状況であります。

委員長

12番。

12番

現地の農家との話し合いはいつごろ行われたんですか。それで、話し合いの内容についてもう少し具体的に説明してほしいと。

それから、このことについては、そうすると道が開ける可能性もあるというふうに理解してよろしいんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

この問題については、当時はそのご主人と対応をしていたと、それで、今回ご主人の方が入院をされているということもありまして、奥さんと話をしたところでありまして、これは5月にお宅へ伺って話をしているわけでありまして、奥さんとの話し合いの中では増反地の方は断ったけれども、こちらの方はやってくれるものだというふうに思っていたというお話です。それで、当時のことをさかのぼって実際担当していた職員と聞き取りをやったわけですが、そのときには両方とも主人の方が事業の参加について、牧さくについては両方ともやらないということを確認に言っていたというふうに聞いております。

この事業の可能性ですけれども、そういうことになると、もっと他の人も申し出のなかった方も含めて今度は検討をしなければならないことになりまして、まず防衛庁からどういうご返事をいただけるか、その辺から始まるのではないかなというふうに思っています。可能性としては本庁と協議をするということでありまして、協議を持ち込んでいただいたということは、少しは可能性があるかなというふうには思っております。

(「いいです」の声あり)

委員長

いいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長

進みます。

5目農地費、3項水産業費、2目水産振興費。

9番。

9番

この地域水産物利用普及事業ということでございますが、先ほどの説明ではサンマ消費拡大事業だと。具体的にこれどういうふうな事業をやるんですか。具体的に教えていただきたい。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまの地域水産物利用普及事業の関係でございます。この事業につきましては、平成15年度漁業協同組合の事業主体で、国庫補助を受けて実施いたしました高度衛生管理水産物供給推進事業という事業がありまして、海水ろ過紫外線殺菌装置と冷却装置、それから、貯水槽のハード部門の事業がありましたが、この事業のソフト版と、ソフト事業と考えていただければと思います。

それで、具体的な事業の内容でありますけれども、サンマの消費拡大という取り組みといたしまして、小・中学生を対象にサンマの消費拡大ということでアンケート調査ということとそれからサンマ料理の冊子、これらを各家庭に配布するということ、それから実際に水揚げされるサンマの品質と安全性を強調するということが、要は食材として小・中学生にサンマを食べていただくということで、それらの事業、サンマの原材料、それから、冊子、それからアンケート調査、これらの調査、アンケート調査、これらで総体事業費税抜きで70万円、2分の1補助で35万という内容でございます。

委員長

9番。

9番

非常にいい事業だと思うんですけど、具体的にあれなんですか、サンマを小・中学生に配るということですか。学校に提供するということですか。そこらあたりをもう少し具体的に話していただきたい。学校給食か。

委員長

水産課長。

水産課長

食材としてサンマを小・中学校で食べていただく、実際は給食センターで調理をされて、それを提供するという内容でございます。

(「わかりました」の声あり)

委員長 いいですか。

14番 14番。委員長、北洋サケマス漁のことについてお尋ねしたいと、よろしゅうございますか。

委員長 よろしいです。

14番 北洋のサケマス漁まだ終了しておりませんので、現実になのかというのは去年と比較して、これはまだわかりませんが、出漁が大幅に遅れるというような状況で、地域の経済にとっては大きな打撃だったというふうに思うんですが、その辺についてわかる範囲についてご説明いただきたい。

委員長 水産課長。

水産課長 北洋サケマスの関係についてのご質問であります。ロシアとの操業条件の交渉が難航したということで、6月10日に妥結をいたしました。去年は約1カ月のおくれということでありましたけれども、今年はそれよりさらに遅いということで、小型、中型ともに6月15日に一斉出漁ということでもございました。

最初は、今月3日に妥結という報道であったんですけども、議定書の変更の関係で契約調印がさらに遅れたということで、最悪の事態は回避をされたんですけども、昨年よりも厳しい操業の条件、あるいは出漁のおくれに伴う影響ということで、来年以降の出漁についても不透明なだけに、今回の交渉につきましても、昨年にも増して地域に大きな不安、あるいは影響を与えたというふうに思っているところでございます。

厚岸からは中型船が本来3隻なんですけれども、去年は2隻出漁しましたが、今年は1隻少ない1隻ということでもございます。小型船については、昨年と同様の5隻で、計6隻が出漁されました。

次に、町の経済に与える影響というお尋ねであります。厚岸町は、ご存じのように沖合、あるいは沿岸の漁業生産をベースに食品製造、あるいは運輸、それから氷、これら非常にすそ野の広い関連産業を抱えまして、水産業に依存するところが大きく、また、特にサケマス漁は秋のサンマと一体となりました大変重要な漁業でありまして、操業の普及面については、町の経済に大きな影響を与えるというふうに見ております。

昨年民間の協力を得まして、この影響額を算定をしたところでありますけれども、

昨年の6月定例会のときに資料としてお配りいたしましたけれども、そのときには総体で11億8,000万という数字でございました。これらについては、市場の水揚げ、あるいは市場水揚げ手数料、それから関連する産業の合計を総体的に算出した結果が11億8,000万ということでした。

今年はどうなのかということでありまして、市場の昨年の11月にそれぞれ翌年の事業計画を出します。その事業計画の数字をもとに今年のスケマ漁に当てはめてまいりますと、市場の取扱高、あるいは取扱手数料、これらを含めましてその部門だけで2億5,900万という数字が算出をされております。

次に、水産加工業の関係でありますけれども、減船によりまして水揚げ量の減少、あるいは操業日数の減少によりまして、原魚の仕入れ、それから労務費等の影響がありまして、平成13年度対比なんですけれども、これらを合わせますと8億5,900万が影響出るだろうということで、運輸の3,500万を合わせますと、昨年の11億8,000万よりさらに大きくて、試算によりまして14億700万の影響額になるかというふうに概算であります。14億700万程度の影響額が出るというふうにみております。

委員長 14番。

14番 大きな影響が出るということですが、15年度去年も1カ月遅れで11億8,000万ですね、影響が出たと。その前の年と比較してどうだったんでしょうか。

委員長 水産課長。

水産課長 統計数字が13億というのは、去年農林統計が公表された数字で一番それが最新版で13年度の数字を使わせていただきました。シミュレーションをつくりました大地みらい信金の方では平成14年度の統計数字がその去年の時点でまだ発表されてませんでした。今年はそのシミュレーションをつくってませんでした。それで、14年度の数字はちょっと抑えてなくて、1年ちょっと古かったんですけども、13年度の数字と今年の15年をもとにした16年度の数字をとりあえず合わせて今回つくっていただいたということになります。

委員長 14番。

14番 町長にお伺いしたいんですが、こうやって北洋のスケマ漁というのが年々衰退していくと。最後には日本の漁船は完全に締め出されてしまうのではないかと、こういうおそれが多分にあるわけです。現在民間交渉で物事が進んでいるわけであり

ますけれども、私は国の責任が大変大きいのではないかというふうに思うんです。そういうことで、やはり国がきちんと前面に出て、この問題についてロシアと交渉するということが大切でないかなというふうに思うんです。

特に、領土問題が絡んでおりまして、問題の根源に領土問題があると、それによって北洋漁業については影響があるというふうに考えるわけです。そういう意味からいって、日本政府が領土問題を解決する立場に立って北洋や千島列島周辺の漁業のあり方というのを明確に示す必要があるのではないかというふうに思います。

このままでは、北洋から日本の漁船が完全に締め出されるのは時間の問題だというふうに言われているわけでありまして、展望が持てる道筋を国はきちんと示すということが大変大事でないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

委員 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

今回の日ロ民間交渉、大変な難航であったわけでありまして。その中で日本代表の民間団体のご労苦に対し、まずもって敬意を表したいと思うわけでありまして。

今回の交渉に当たりましては、私も新聞報道を見まして大変厳しい報道を目にいたしました。田宮議員もお読みのことと思います。「ロシアの対応詐欺同然。日ロ民間交渉は、ロシア側が入漁量に関する議定書の取り決めを無視するなど横暴で理不尽な対応に始終し、日本側は苦渋の決断を強いられた」という極めて厳しい報道であります。毎年毎年ご指摘ございましたとおり大変厚岸町におきましても、基幹産業がゆえに厚岸町の経済に大きな影響を与える中でのこういう交渉に対して注視をいたすと同時に心配をいたしておるところでございます。

私といたしましては、もう民間交渉では限界があると思っております。ご指摘のとおりであります。そういう意味において安全操業に向け今後関係市町村や関係業界ともどもに政府間交渉への移行を強く働きかけてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「よろしいです」の声あり)

委員 長

いいですか。

ほかございませんか。

(な し)

委員長

進みます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

6 番。

6 番

大きな金額も目につきますけれども、この補正予算で一番小さい 3,000円というこの傷害保険料は何ですか。

委員長

商工観光課長。

商工観光
課長

私から、この 3,000円の内容について申し上げたいと思います。

この 3,000円につきましては、いわゆる会議参加における傷害保険料の掛金でございます。と申しますのは、この内容は昨年12月議会において、1 番室議員から消費者保護におけるいわゆる 090 金融、あとおれおれ詐欺、また、そういった催眠商法等の詐欺、恐喝まがいの行為による町内の被害実態と町内の対策についてとの一般質問がございました。こういった被害トラブルは、高齢者が多いということで、行政とか、あとは警察、福祉関係、あと配管とか水道管関係とか、そういった工事関係者をメンバーに連絡会議を設ける予定でございます。これの部分の今現在ははまだ仮称なんですけれども、「厚岸町消費者被害防止情報連絡会」こういった組織を設けてまして被害防止に当たりたいといったことでございます。それで、このメンバーが例えば会議に来る途中、交通事故等のトラブルがあった場合、今回その補償金としましてボランティア保険を 3,000円 2 回分ということで計上させていただいているものでございます。

委員長

6 番。

6 番

そうすると、今答弁された同僚議員の一般質問に対する関係機関との協議会というか、協議をするということで、有識者等含めて消費者協会、あるいは警察、自治会、それ以外の関係機関もあるでしょう。そういうことで12月に答弁されたということで、それから半年ぐらい、半年はたっていますわね。そうするとこの傷害保険の 3,000円ですか、3,000円を掛けなかったために会議すらまだ招集していない、あるいは開かれてないということになるんですか。

これは一般質問ばかりでないんですけども、例えば、議会でいろんな議員の方が質問され、あなた方は答弁されているわけですけども、これはやはりそのときそのときの住民生活に関係する緊急な課題というか問題を議論していると思うんですよ。そういう問題意識をきちっとあなた方が持っていればこの 3,000円、3,000円

ですよ、その前の議会だってあるでしょうし、そういうことできちっともっと早くに対応していけるのではないんですか。こればかりではないんですよ。まだあなたが担当する部分で先延ばしになっているものはありますわね。それもまた出てから、私質問したいなと、また機会改めしたいなと思いますけれども、そういうことでは困るのではないですか。あなた方が私たちに答弁するという事は、町民に対する答弁ですよ。したがって、約束したことは町民に対する約束なんですよ。室個人とか、佐藤個人とかという話ではないんですよ。そういうきちとした問題意識を持って答弁したら速やかにその仕事に入っていくということでなければ困るのではないんですか。議会が終わってしまったらもういいとか、そんな気持ちはないでしょうけれども、やはりそういうことが不満とか役所仕事だとか、そういうことにつながっていくのではないですか。

町長だって言っているのではないですか。役所仕事、たらい回し、仕事が遅い云々ということはもうやめまじょうと、もっともっとどんどん前向きに仕事をしていこうと。そういう中であなた方が旧態依然とした仕事のやり方であると困るのではないですか。ただ話のキャッチボールだけして前に進まないということになると。私どももそう思うんですよ。いかがですか。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

今回の傷害保険料の3,000円の増額につきましては、予算の流用執行も可能でございました。ただ、今回のいわゆる要綱関係とか、この連絡会議要綱等そういった設立関係のスケジュールがなかなかおくれまして大変ご迷惑をかけているんですけども、この関係で、今回6月の定例会で事業予算計上をさせていただいている内容でございます。

いずれにしても、今後そういった答弁とかしましたら速やかに会議等、またその作成等に努めてまいりたくご理解いただきたいと思います。

委員長

6番。

6番

そういうことでおくれたんですから、今まで、だからそういうことのないようにきちっと質問に対する答弁をしたら速やかに対応すると、何かでおくれたと、結局は手をつけていなかったということですよ。何百万も、何千万も予算がかかる措置ができなかったということではないのではないですか。自分方の事務上でしょう、そんな程度のことは。でなければ、議会と理事者との話し合いのキャッチボールだ

けで終わってしまうんですよ。その点強くお願いしておきますので、今後そういうことの、これにかかわらないほかのこともありますけども、このことも含めて、今後そういうことのないようにきちっとした対応していただきたい、強くお願いしておきます。

委員 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

ただいまのご指摘もとてもでございます。やはり行政運営上に支障を来すようなことがあってはならないわけであります。

しかしながら、ご承知のとおり今回は補正予算（1回目）であります。確かに今日までの何か月間支障の何かが若干あったように思いますが、しかしながら、第1回目の補正予算という中で提案をいたしているということもご理解いただければと思います。佐藤議員の指摘のとおりであります。今後とも行政の推進に当たりましては、十分にそのことを踏まえながら、予算づけをしてまいりたい、かように思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

委員 長

ほかございませんか。

（な し）

委員 長

進みます。

4目観光振興費。

16番。

16 番

商工の中の観光課の中で、厚岸古番屋冒険ツアーについてお伺いします。

昨年度の月にもこの古番屋ツアーについていろいろ質問等もあったと思いますが、同じことを聞くかもしれませんが、お許し願ひたいと思います。というのは、やめれば聞かないんですけども、毎年毎年やるものですから同じことを聞くかもしれません。

一つ目については、この古番屋ツアーについて個人負担というのはあるのかないのかということと、前回まではわかりませんが、今回も個人負担はあるのかないのかということと、参加者について毎年毎年どのくらいいるのか、それから、観光についてのプラス面になっているという昨年度の答弁もありましたので、目に見えてプラスになっているものというのは何なのか、廃止すべきではないかということの質問に対して検討したいということだった、昨年度の答弁だったんですけど

ども、自分は検討したいということで、反対というか中止してほしいという部分で、そういう意見があったものですから、それに対して中止をしなかった理由ですね、何でまた今年もやるのかと、条例では一応3年間、町長の考え方一つでこれを続けられるという部分もあるということで、あえて反対の意見もあったのだけれども、今年もやるという続けなければならない理由ですね。

それから、昨年度の答弁の中で、この古番ツアーに参加してすごくよかったので、厚岸町に新婚旅行に来たなどというようなそういう観光目当てで来ていると、ですから町に対しての観光の宣伝というものにもつながっているんだ、しかしながらこの42万円という数字を考えれば、それほど頑張って続けなければならない理由がいまひとつわからないというのもあります。その辺をお聞きしたいと思います。

僕としては、先ほどいろんな条例通ってまいりましたけれども、30万 3,000円のお年寄りの部分がカットされましたけれども、この42万がなければそっちの方に使えるのになという思いで仕方がないんですけれども、いかがでしょうか。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

まず、古番屋ツアーでございますけれども、今年で13回目を迎えております。今年の事業につきましては85万 5,000円で、それでそのうち補助率2分の1で42万でございます。

最初の1番目の質問でございますけれども、いわゆる個人負担があるのか、それにつきましては、参加費用は無料でございます。ただ、交通費ですか、例えば東京から釧路、厚岸まで来る、そういった部分につきましては自己負担でございます。あと参加者でございますけれども、参加者につきましては、去年までで含めて約260名の方が厚岸へ来ております。ちなみに昨年は当初20名を予定していたんですけども、16名の方、男7名、あと女性9名の方が参加しております。

それで継続の関係でございますけれども、昨年も申し上げたんですけれども、大体同じような答弁でございますけれども、いずれにしてもこの事業につきましては、この目的でございますけれども、いわゆる観光資源の掘り起こし事業という名前がございまして、実行委員会を組織してこのツアーを開催しております。

この目的としましては、都会に住む人々に対しまして、厚岸の自然、味覚、それとか人々の触れ合いを通して北海道の厚岸を理解してもらい、なおかつ道外の人々に対しまして厚岸のPRを行ってもらいとか、そのほか厚岸町独自の自然体験型、

滞在型観光のあり方を行っていく、そういったことを目的にしております、したがって、我々観光課としましても、こういった実行委員会からの要望を受けまして、このツアー参加者による厚岸を訪れようとしている首都圏の人たちへの厚岸町の雄大な自然、風光明媚な海岸線など厚岸の観光のスポットなどを紹介していただくなど厚岸の応援団としまして、厚岸町の観光につきまして、大きく寄与していただいていると思っております。

また、厚岸町の花産物でありますカキとかアサリ、こういうものを機会あるごとに首都圏とか大阪圏とかへ宣伝していただくなど宣伝効果も大きく、こういった販路拡大にもつながっているのではないかなと思っております。

そういった部分で、実行委員会から来た部分を尊重しまして、補助すべきということですので、今回補助金として42万円を計上したものでございます。

以上でございます。

委員長

16番。

16番

議長、一つだけ答えてないんです。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

答弁漏れあつてすみません。

中止としなかった理由でございますけれども、実は、今回の当初予算で計上をしなかった部分では実行委員会の方では検討をするということで、当初に盛ってはおりました。それでもう1回例えば今も先ほど私も申し上げましたように、一応応募の分では男女20名なんですけれども、昨年は16名ぐらい、そういった部分でマンネリ化してきているとか、そういった部分で実行委員会もかなり検討していたみたいなんですけれども、結局、やる方向ということで、今回計上をしていたんですけれども、そういった部分で先ほど申し上げましたように一定の効果がある事業効果、厚岸の観光スポットを紹介してもらおうと、厚岸へ来る方へ過去に来た人たちが厚岸の観光スポットを紹介、また、アサリとかそういった部分の厚岸の花産物の販路拡大そういった部分のことがありまして、一定の効果があるということで今回中止をしないでやるという方向になったものでございます。

委員長

16番。

16番

目に見えてプラスになっているものはどうなのかという部分については、はっきりとは言えないですね、思っているということですね。その事業に対して目に

見えないのか目に見えているのかといったら、思っているということであればそれはやっている価値があるのかないのかという判断されると、思っているだけではこれはなかなか理解してもらえないのではないかなというふうに思います。

それと問題は、20名に対して16名しか参加しなかった、それほどPRして13回目にもなるのにどんどん参加人数が落ちているのではないか、ですからマンネリ化と今確かに言いましたけれども、そのとおりでないかなと思うんです。

それから、もう一つ、この16名の参加をいただいた昨年度の実績がありますけれども、予想でお話ししますからそれに対してどうなのかということをお答えしてもらいたいんですけれども、同じ人間が、毎年毎年参加している人間がどのくらいいるのか、16名が、いろんな北海道全体とか東京とかいろんなところに宣伝をしてもらいたいということであれば、同じ人が毎回毎回参加しているのであれば、ある程度の意味はありますけれども、人数が例えば、5人10人の方が毎年毎年参加しているような実態であれば、ある程度の一定線にとまってしまうという可能性は絶対あると思いますね。その辺の調査はしていますか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長
商工観光課長

商工観光課長。

参加している人の関係でございましてけれども、過去も13回やっているわけでありましてけれども、同じ人間が来ているとか、そういった部分は残念ながらチェックといたしますか、調査はしておりません。

先ほどの関係ちょっと訂正させていただきます。

同じ人は来ておりません。ただ、過去に来た人が自費で来ている方は、何人かおられます、スタッフとしまして。

同じ方は来ておりません。ただ、過去に来た人がスタッフ、自費としていわゆる自分でお金を出して、そしてスタッフとして参加している人は何人かおられます。

委員長
16番
委員長
16番

16番。

3回目なんですけれども、これで終わりなんですけれども。

これは予算委員会だから、何回もいいよ。

これ僕今2つ聞いたんですけれども、思っているということに関して目に見えてプラスになっているのかいないのかという部分で、観光課の課長として思っているということであればそれは目に見えてプラスになってないのかもしれないという言

い方されるとそれは証拠も何もないですよ。プラスになっている。例えばだれかが東京都のどこどこに行って路端に行って話したら、何人かがそれはいいなということで参加した実例だとか、それからどこかの市役所に行って、勝手にPRしてくれて、こういう結果になりましたよとか、そういう実績がなかったら幾らお金かけたって意味がないものがあるのではないかと、ただ思っている思っているだったらそれはやっている意味がないのではないかとという僕の考えなんです。それをもう1回質問しますから、それをもってちょっと答えてもらいたいです。

それから、20名から16名になったことは、要は少なくなったんだから大した参加したいという実績というか、今までやってきたけれども、どんどん逆に人数が来てふえればいいのに参加する人数が逆に少なくなっているということは、大した大きな影響ということがないのではないかとというふうに思うんですよ。もう来て来てどうにもならないんだということであれば、向こうに行っているんなら宣伝費用をかけなくてもここに来てもらえれば厚岸のことがわかるんだと、それで参加者の触れ合い、味覚、PR等につながっているんだということであればいいんですけども、人数が少なくなっているんだから、それはPRに大してつながってないというふうに思わざるを得ないんです。ふえていけばああなるほどなと思うんですけども、その2つちょっともう1回お願いします。

委員長

商工観光課長。

商工観光
課長

先ほどの効果での関係でございますけれども、いずれにしても過去に参加された過去に参加された方々が代々木で行われた物産展の参加、また、東京厚岸会への参加などをしまして、厚岸の応援団としましてそういった部分で一定の効果を得ていると私は思っております。

あと、16名の方ですけども、去年の参加者は20名を募集していたんですけども、先ほど舌足らずで申しわけなかったんですけども、最終的に20名来る予定でした。定員が20名ですから、最終的に16名になったという部分でございます。というのはその16名、募集が20名だったんですけども、募集は20名です。それで応募が初めは20名があったんですけども、実際にいざなったら来れなくなったのが最終的にその16名という形になりまして、最初から16名という部分でなくて、ですから応募の20名につきましては、一定の応募者があるということで踏まえております。

委員長 16番。 16番 僕が言っているのは、20名に対して40人も50人も100人も来たけれども、それで20名になったんだけれども、決まったんだけれども16人しか来なかったのかということですよ。20名に対して20名しか来なくて、そして16名参加したということと意味はまるっきり違うのではないですかということを行っているんです。

委員長 町長。 町長 私からお答えをさせていただきます。

まず、20名のことなんですが、担当課からお話しございましたとおりこの厚岸古番屋冒険ツアー実行委員会をつくっております。その実行委員会が最大に受け入れ態勢ができる人数であります。そういうことで、20名の定員という……。

(「定員について僕聞いているのではないんですよ」の声あり)

町長 20名という受け入れ態勢しか取れないということでもあります。

そういうことで、実は私も古番屋に参加した方々から手紙ももらうこともあります。その中でやはり参加した方は厚岸町は大変いい町だ、自然に恵まれおいしい物もある、こんないい厚岸町をよく知りましたというような手紙を数多くいただいております。さらにはまた、その結果、これからも厚岸町の応援団として厚岸町を知らない方々にPRをいたしたいというお話をいたします。

さらにはまた、私も年に1回の東京厚岸会に参加をさせていただいております。その席においても古番屋ツアーに参加した方々が大勢来ております。その中でまた厚岸の話、そしてまた東京厚岸会の中での話題になっておる実態もございます。さらにはまた、東京においての厚岸物産展においても積極的な参加をいただき、ご支援もいただいております。

しかしながら、13回目を迎えた今年であります。お話によりますとやはり実行委員会の方々もだんだんと年いってしまった、我々の受け入れ態勢というものもやはり昔の若いころと違ってどうかなという実行委員会としての疑問視もあるやに承っております。

そういうことで、この古番屋ツアーがどの程度まで続くのかわかりませんが、今年の補正予算の中で実行委員会からの要望があり、補正の中で提案をしたということでもありますので、どうかその効果があったのかどうかということではありますが、私としては高く評価いたしております。どうかご理解いただきたいと存じます。

商工観光
課 長

20名の応募というか、定数の関係でございますけれども、過去には毎年定員を大きく超えておりました、その際 100名ぐらい超えていた時期がございます。その際は応募の際の作文を見ましてそれで選考していた経緯がございます。昨年は60名の応募がございました。それで、最終的に定員の20名になりまして、4人が来る時点でキャンセルといいますか、それで最終的に16名になったという形でございます。

あと、実行委員会の方が年とかそういった部分でございますけれども、現在実行委員会の方につきましては、松葉町の商店の経営者で若い2代目といいますか、その人たちが実行委員のメンバーになっておりました、決して高齢化はしてなくて、しばらくそういった若い人たちの意見といいますか、エネルギーといいますか、そういったものをもっていわゆる古番屋ツアーは継続できるのではないかなと思っております。

以上でございます。

委員 長

いいですか。

16 番

30万 3,000円に対しては、だれが答えてくれる。福祉課の課長として答えてもらいたい。

委員 長

町長。

町 長

この予算を他の予算に回したらどうかというお話であります。その考え方はいろいろあると思いますが、私といたしましては、予算提案した以上はその責任があります。お答えいたします。

やはりこの事業といいますのは13年たちました。先ほど竹田委員は3年という話がありましたが、それによって町長の判断でやめたり続けたりできるという話がありましたが、それはまちおこし基金の時代の3年であります。今はお話しございましたとおり一般会計の予算の中で商工観光課が担当して予算提案をいたしておるわけであります。私といたしましては、この事業はお話ししましたとおり、それなりの成果もあり、せっかく実行委員会からご提案も申請があったことでありますので、私としては過去の経緯も踏まえてこのたびも予算提案をいたしたいということで、提案いたしておりますことを理解をいただきたいと存じます。

委員 長

いいですか。

(「いいです」の声あり)

委員 長

9番。

9 番 | 私もこの古番屋冒険ツアーですか、これに対しては、ある程度13回も続いている
んですから疑問を持たざるを得ないわけです。

まずそこでお聞きしますけれども、これを始めてから現在まで13回ですか、総額
どれぐらい助成しているんですか、お答え願います。

委員長 | 休憩します。 休憩時刻 15時45分

委員長 | 再開いたします。 再開時刻 15時50分

委員長 | 商工観光課長。

商工観光
課 長 | 貴重な時間を費やしてすみません。

昨年度までの費やした助成金でございますけれども、平成4年度から14年度まで
まちおこし基金で 1,643万 6,000円でございます。昨年からは一般の補助となりまし
て、昨年は67万 7,000円でございます、トータルしますと 1,711万 3,000円でご
ざいます。

以上でございます。

委員長 | 9番。

9 番 | この13年間で 1,711万 3,000円の金をこれにつぎ込んでいると、それでこれだけ
投資した金額に対して観光に対する影響額、もう10年もたったんですから、そこら
あたりを検討してみる必要があるのではないかと思うんです。1,700万つぎ込んで
果たしてこの観光に対する影響度がどのぐらいあったのか、そこらあたりをきちっ
と検討して伝えれば今みたいな質問も出ないと思うんですよ。10何年もやっている
んですから、そこらあたりを検討してもいいのではないですか。私はそう思います。
そういったことをやはり影響度というのを金額にするのは難しいかもしれませんが
れども、そういうこともやってみなければなからうかと思うんです。そのあたり
についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長 | 町長。

町 長 | お答えをさせていただきます。

厚岸古番屋冒険ツアーにつきましては、今日まで13回目を迎えておるわけであり
ます。それなりの成果はあったと思います。しかし、今議会においてご指摘があり
ました。そういう中で実行委員会という組織が申請を出しているわけでございます
ので、私といたしましては来年に向けて実行委員会とよく相談をした中で、今議会

の指摘を参考にしながら協議いたしたいと、かように考えておりますので、ご理解
いただきたいと存じます。

委員 長

9 番。

9 番

そうなんですよね、確かに今後そういう方向で進んでほしいと思いますが、やはりそれだけのお金をつぎ込んでいるわけですから、その効果額と申しますか、そのぐらい概算でもいいですから、そしてやはり我々に示してほしいんですよ。何かただ慣例に従ってやっているような果たして観光にどれだけ影響があったのか、それはああいうこともやった、こういうこともやったと口では言えるかしらんけれども、それを数字にあらわしてはっきりして、これだけの効果があるんだからこれからも続けたいなというような方法で我々に示してほしいと、こう思います。

以上です。

委員 長

町長。

町 長

お答えいたします。

費用と効果と申しますでしょうか、私なりには効果があったと申しておりますが、しかしながら、数字ではあらわせない効果もあるわけでありまして。その点は、松岡議員もご承知のことと思っておりますが、再度の質問でありますので、今お話しございましたとおり実行委員会とよく相談をしながらこの事業を進めるかどうか、来年の予算に向けて協議をいたしたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員 長

いいですか。

ほかございませんか。

(な し)

委員 長

進みます。

7 款土木費、1 項土木管理費、3 目土木用地費。

3 項河川費、1 目河川総務費。

9 番。

9 番

矢白別のプライベートのいわゆるダムの問題なんですけれども、これの見通しはどうなんでしょうか。今月中には調査委員会の結果も出てくるだろうということなんです
が、私はいつも言っているようにダムそのものよりも問題は将来の厚岸湖、厚岸湾
に対する影響というのが一番心配なんです。このままにしておいてましてや今ア

アメリカ軍もまた駐屯するかもしれない、そして今度は常時演習やるとなれば演習量が今の倍、あるいは3倍になるかもしれない。そしてそのまま放置しておく、完全に別寒辺川は死の川になってしまう。10年後、20年後には別寒辺川が死の川になるということは、厚岸湖自体が厚岸湖、厚岸湾がそれに準じていくと思われるわけです。今まで演習場のあるいろんな場所でいろいろ聞きましたけども、やはりそこにある河川というのは完全に死の川ですね。空知のどこだかもこの演習場が始まる前に漁組の役員の皆さんが視察に行ったんですよ。そのときにそう言ってました。完全に死の川になっている、魚が1匹もない、このままだったら大変なんですよ。そこらあたりも十分考慮して、早いうちに措置をしておかなければならない、こうと思いますが、お考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

別寒辺川水系の関係でございますけれども、来月上旬に、一応第5回の検討会という形で予定されております。その中である程度中間方針に向けた方向性というのが示されるかなという感じで一応考えてございます。

ただ、今までのところの水門調査、水質調査なんかの関係的なものについては、さほどダムが悪ものとか水質等々に悪影響というのは現実的には見えてこないんですけれども、将来を考えたとき質問者言われたとおり将来考えたときに着弾地含めた発生源その辺の周辺にありますから、そういう対策含めて今後はダムにこだわらないでそういう検討もという形になっています。ただ、基本的には、流域、上流においても狭いですから、そういう中で土砂が流出しやすいところの発生源対策のところの次のダムにかわる一つの内容としてそういうことも検討しなければならないという報告も出ていますので、いずれにいたしましても、質問者言われるとおりに最終的に厚岸湾・湖に流れている将来的な漁場破壊とか、漁場環境の悪化につながるような形は避けなければならない、そのために演習場内でやはりもそういうものが出ないような対策ということは今後も国等に働きかけていきたいと、そのように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9番

これちょっと加担するかしらんですけれども、ただ今のまま10年も20年も、そしてアメリカ軍が仮に駐屯して今以上の倍の演習方針になって当然砲弾も今の倍以上になると思うんです。それやられたらやはり将来厚岸湖、厚岸湾が死滅するとい

うふうに考えるのは当然ではないかと思うんですよね。その防止策というものをやはり今のうちから手を打っておかなければ、その段階になってあわてても間に合わないわけです。そういったことを十分厚岸町としては真剣に考えて、それこそこんなこと言ったら農家の人に怒られるかしらんけれども、あの爆音だとか砲弾音だとかあんな音の被害よりもまだまだこの海の被害というのは恐ろしいと思うんです。そういったことを十分に考えてこの演習場対策は今後そういうことでやっていってほしいと、このように思います。

委員長

建設課長。

建設課長

当然今、学識者さらに関係者によつての検討委員会の中で、当然将来に対する心配という形を今この段階の中で検討し、新しい21世紀に向けた演習場のあり方というか、そういうことを含めてそれらの環境対策をしていきたいという形で検討委員会でも議論されておりますので、十分質問者の意向を踏まえた上での方向になっていくのではないかなと思いますけれども、いずれにしても厚岸町の基幹産業である水産を守るために川、湖、湾を守るためにも、一番上の方の演習場の中での土砂流出対策というものを国に働きかけていきたいというふうに考えております。

委員長

いいですか。

2番。

2番

尾幌川についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今、河川改修やっていますよね、下の方。上の方は大体終わった、上の方は大体終わったと思うんですけれども、魚道の件なんですけれども、魚が上れないような状態の箇所というか、段差、何か所ぐらいあるんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

全部で既に1カ所はもう改修終わったんですけれども、ちょうど鉄道橋といいますか、今回の改修計画というのは7.1キロありまして、ちょうど国道を横断して鉄道道橋のところまで5カ所という形で聞いておりまして、そのうちの1カ所は魚道といいますか、全体の幅の中で自然体で上がれる川、まだ残りが4カ所の落差工があるという形で聞いております。

委員長

2番。

2番

それで、話今聞きますけれども、河川改修に伴って魚道の段差解消というふうに聞いているんですけれども、そういう計画であればまた何年ぐらいかかるかちよっ

とわからないんですけども、その辺わかりますか。あと残り4カ所改修するまでに何年ぐらいかかるか。

委員長

休憩します。

休憩時刻 16時02分

委員長

再開いたします。

再開時刻 16時07分

建設課長。

建設課長

すみません、貴重な時間を費やしまして。

2級河川尾幌川の改修計画は、現在平成25年までの全体計画という形になっていますので、25年までに一応完成するという形でございます。ただ、一応事業規模や何かというのは今、対費用効果等も含めていろいろ変わってきていますので、後半になると若干ずれてくることもあると思いますけれども、一応予定では、計画では25年となっています。

委員長

2番。

2番

それで25年というのとあと10年ですよ。できれば魚道だけでも早く、改修工事と別個に、あれ開発ですよ、土建の話では、河川改修に伴ってということなんですけれども、1年でも早く魚道をつくっていただきたいなと思うんですよ。できれば魚道だけでも早くつくってほしいということと、それから、あの川の改修はこの間産建で見てきたんですけども、真っすぐ掘っているんですよ。あれではせっかく魚道をつくってもなかなか魚が休むというか、すみ着くというか、そういう環境にはないんですね。恐らく洪水対策というか、そういう形で出発しているんだろうと思いますけれども、最近では、釧路湿原なんかもやはり昔は真っすぐ釧路湿原に流れていく釧路川ですか、あれも真っすぐ掘っていたものを最近になってまた多額の金をかけて、わざわざまた蛇行をつくって魚のすめるようなそういう環境の川に変えてきているんですけども、やはりあの川もできればそういうような形にしていかないと、せっかく魚道つくっても魚が遡上できないと、彼らは敏感ですからすめないような川には上っていかないというか、その辺は非常に敏感なものですから、せっかく魚道つくっても魚のすめないような川では私は意味ないと思うんですよ。

そういうことで、計画はあるんでしょうけれども、できればそういうような魚のすめるような河川改修に変更していただきたいと、そのように思うんですけ

れども、その辺についてお答えしていただきたいということと。

もう一つは、下流の方の川は改修してもう3年4年もなるんですけども、川の中に柳がたくさん生えているんです。前にもちょっと個人的な場所でお話ししたことあると思うんですけども、その柳がかなり大きくなっちゃって、洪水になるとそこにごみがたまってだんだん水の流れが悪くなるという現象が起きてきているんです。あれはやはり川の縁に木があるのは非常にいいんですけども、川の中にあれだけたくさんの柳が生えていますと水の流れも非常に悪くなる、洪水にもなりやすいというようなことだと思うんですけども、その辺のことについてもひとつお伺いしたいと思うんですけども。

委員長

建設課長。

建設課長

2級河川尾幌川の改修そのものについては、毎年開発予算要望という形の中で少なくとも予算増額して、早期に完成していただきたいという形の中で働きかけているところがございます。そういうことで、ご理解をまずいただきたいと思います。

それから、魚道そのものについてもいろんな工法が検討されました。基本的に尾幌川の改修そのものは、川の底をちよさないで両断面の方に広く大雨とか洪水時とか、そういうときに流れを早くするという形の中で、一段上で平ら地、水道をつくっています。そういう形の中で、要は河床をちよさないということがまず原則そういう工法でやってございます。したがって、その中でも一応魚道といいますが自然石を置いて少しでもたまりができるような感じの中での整備をしてございますので、それらについても北海道がいろいろ検討した上の今の工法になりますことをまずご理解をいただきたいと思います。

それから、上尾幌地区での川の中に柳が生えていて洪水とかで大変だという形の中でであればこれも2級河川ですから管理者が北海道になりますので、その実情そのものについては現状を把握した上で、土建の方にそれらについてのことは申し入れたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

2番。

2番

もう1回だけちょっと言わせてもらいますけれども、魚道の関係、魚道というよりも魚がすめるような川、魚というのは彼らも身を隠す場所が本能的に盛っていますからどうしても土の下だとか木の根っこなどカーブのそういう隠れる場所、これがなかったら彼らはもう恐らく上らないと思うんですよね。上らないというか、住

み着かないと思うんですよ。その辺を十分土建あたり優秀な方ばかりですので、そういう山の自然というかわからん人が多いと思うんですよ。魚というのはこういう環境でないとすめないんだということを具体的にこっちの方が教えてやらんと頭でっかちというか、優秀な人たちばかりですから、その辺やはりちゃんと教えてやって、できれば自然に近いそういう河川に改修していつていただきたいということなんです。よろしくお願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には今回の河川整備に関しては、河床をちょさないで横からやるという感じで、もともとが旧古い川を真っすぐにした形ですから、その現状の河川をそのままという形の河床をそのままで落差を解消するという方法の中でその魚道整備のあり方を自然の状態というか、段差解消中で魚の通る道だけつくるとかいろんな方法があったんですけども、全幅の中で一応いけるようには今してありますね。したがって、今後も含めて今日の委員会の質問に対しても、一応土建の方に魚が上りやすい環境の落差工というか、魚道というか、そういう整備に向けてお願いしたいということは話をしていきたいと思います。

委員長

2番。

2番

課長は余りわからないですね。課長は魚釣りは余りやらないんですか。魚の上りやすいということもそれは魚道でもって解決できると思うんですけども、私の言っているのは魚のすみやすい、魚のすめるそういう河川改修をしていただきたいというふうに言っているんですけども、課長の言うのは川底をちょさないでというけれども、ああいう身を隠す場所がないですね、あれ見ても。そういう魚が上ってきても身を隠せる場所、要するにそういうような自然に近い川ですよ。そういう川に改修、変更をしていただきたいというふうをお願いしているんですけども、魚のすめるそういう川にしてもらいたいということです。魚が上りやすいというのではなくて、その辺理解できますか。上りやすいということとすみやすいということは違うんです。そういうことをお願いしているんですけども。

委員長

建設課長。

建設課長

質問の趣旨は十分理解できるんです。私もただ、土木建設、河川改修には確かに今質問者言われるとおりに自然に近いものに改修したりなんかしている場所もあります。ただ、あそこに昭和60年のときに大洪水になっていますから、それらのいち早

い改修を図ろうという形の中では、河川改修を先ほど言っているように河川の河床の断面を変えないで大きくいくという形の工法、それから落差工は将来的に魚が遡上して云々という形の中で、そういう形での検討を終えて整備を進めています。

ただその中において今、質問者言われるような魚が例えば風倒木があったり何かして倒れてちょうどそこがよどみになったり何かしていてそういうすみやすい環境、そういうふうにつくるという形を今後北海道と話しますけれども、一応そういうご意見があることも含めてお話ししたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長

進みます。

9款教育費、6項保健体育費、2目社会体育費。

6番。

6番

先ほどと打って変わってこの宮園公園の野球場のバックネットの補修につきましては、まさに素早い対応といたしますか、去年は全く縦にバックネットが割れておりませんでした。私も野球連盟に携わっておるものですから、毎年審判等で試合審判するんですが、今年になりましたら、突然縦に3本か4本ぐらい割れてびっくりしたんですが、早速こうして予算計上していただきまして、大変ありがとうございます。

それで、仮にこの予算が通ってからの話になるんですが、野球につきましても、5月の中旬以降連盟の試合がもうされております。9月いっぱいぐらいまでの予定で100数十試合というのが、連盟の今年の予定なんですが、実は今そういうことでバックネットが破損しておりますので、サンマの棒受けの網を一時的に利用しまして、グラウンドを特別ルールで対応しているんですが、仮に予算が通りましたらその補修関係を工事の発注といたしますか、その補修はいつごろを予定している、そんなに時間のかかるような補修ではないと思いますけれども、その辺時期的な問題はどのように考えているのかをお聞かせいただければありがたいなと思います。

委員長

教育委員会体育振興課長。

教委体育
振興課長

今回の改修の時期でございますけれども、今回6月補正で計上させていただきます

して、議決後早急に当然これを進めたいと考えております。当然シーズン中でございますので、できれば1カ月内ですか、早ければその間に何とかできないものかなということで、具体的に担当課、建設課の方とも十分協議をした中で早急にとにかく進めたいなところと考えております。

委員長

6番。

6番

現在連盟等で使用しておるのはそれぞれ皆さん社会人でありますので、日中というよりは早朝の朝野球等で対応しているんですが、そうなりますと、工事等もちろん日中やられるわけですから、そんなに支障がなく早目にやっていただければシーズンの後半には間に合ってグラウンドも使用できるということになりますし、また今年もそういうことで、管内、全道大会、全国大会につながる釧路管内の大会も予定があったんですが、グラウンドがそういうことで公式的には使用できないということで、こちらの方もお断りした例もあるものですから、そんなことも含めて、もし予算が通られましたら、早急にひとつ対応していただきたいという要望でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

委員長

体育振興課長。

教委体育
振興課長

当然現在も利用いただいておりますけれども、やはり安全性が第一でございます。そういう点も含めて、早急に早くできるような形で進めてまいりたいと思います。

委員長

よろしいですか。

4日学校給食費。

以上で、歳出を終わります。

次に、第2条債務負担行為の補正、4ページ。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第54号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。

3ページをお開きいただきます。事項別明細書でございます。

4ページ、歳入補正予算説明書から進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

1番。

1 番

今回の補正は現年度分で5,299万増額ですね。これは94%であるというお話しでした。そうすると割りかえしますと5,637万何がしということになるかと思えます。これはさきの条例の変更により国民健康保険税が増額になりましたが、それに基づきますところの収入の増というふうに考えてよろしいのでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

お答え申し上げます。

今、委員おっしゃるとおり今回補正に出させていただきますのは、国民健康保険税の一般被保険者分の医療・介護、それから、退職被保険者分の現年医療・介護分でございます。おっしゃるとおり改定をしていただきました新しい税率で算定をいたしましたものを収納率94%で見込んだものでございます。

委員長

1番。

1 番

条例改正の論議のときに増額によって予想されるのがこれぐらいになるという数字示していましたが、あれは幾らでしたか。

委員長

町民課長。

町民課長

税率改正の際に平成16年度におけます医療費分の推計値でございました。介護分については推計しておりませんが、医療費分のアップ分が7,980万3,000円でございます。今回新しい税率で算定をさせていただきました数字でございますが、今回補正予算の参考資料としまして議案第45号の参考資料というのを出示させていただきます。その2ページ目でございますが、今回16年度の課税データにより

まして税率改正による比較をしている表を2ページ目につけさせていただきました。これだけ見るとちょっとわからないんでありますが、今、委員おっしゃる16年度推計で税額としてふえる分でございますが、左側の上が税率等でありまして、改正前の税率、所得税率、それから均等割額、平等割額、それから賦課限度額という欄がございますが、その下に諸率等という表がございます。この諸率等の網かけの一番上の金額、調定総額の部分であります、これが一般被保険者、退職被保険者の医療分にかかる改正前と改正後の推計数字でありまして、増加額 7,980万 3,000円でございます。

推計時15年度と対比をしました伸び率としましては、19.3%という伸び率が出てまいります。くしくも推計時に想定しておりました16年度の増加税額、医療費分のお金と今回推計をさせていただいております金額、同レベルのお金が出てまいりまして、そういう意味では、見込みとしまして偶然でありますけれども、一致したものになったということでございます。

今回の補正に当たりまして、現年度分の収納率を推計時の目標収納率94%においてこの収納に努めていきたいということでございます。

委員長

1 番。

1 番

報告は難しいんですね。そういうことを言うとまた勉強不足だといって理事者の方に怒られるんでしょうけれども、なかなか難しいのでよくわからないんですよ。

それで、今いろいろおっしゃったんだけど、もっと単純にしてお聞きしますね。条例改正時点でもって約 8,000万の増収が見込まれると言ったんですよ。諸率等云々のところに増加のところに同じような数字が出ていますよね。実際に今回現年分で増額したのはいわばこの増額分の94%なわけでしょう。94%で割り返せば5,700万何がしになるわけですよ。7,900万と5,700万では随分違うなというのは単純に出てくるんです。その差はどこから来ているのか、そうするとまだ94%上げていない、実はこの後もう一遍補正して、全部になるんだと言うならわかるけれども、94%上げたのかと言ったらそうだとおっしゃるんですね。そうするとこの2,000万以上の差というものはどこから出ているんですか。そのことが今説明を聞いていてもよくわからないんですよ。ちゃんと説明してほしいです。

委員長

町民課長。

町民課長

説明不足で大変申しわけございません。

今回国保特別会計につきましては2回目の補正でございまして、5月28日に実は現年度分を1,627万3,000円ふやすという補正をしていただきました。それで今、委員おっしゃいます単純に割り返して出る数字と違うではないかというお話であります、その違いは、今回新しい税率で算定をしました一般被保険者におけます医療費分の現年度分の課税額は4億6,885万4,000円という数字が出てまいります。これに収納率94%を掛けますと4億4,072万2,000円というものが調定すべき額として出てまいります。

当初予算の中でこれは推計で16年度の当初予算としてこのぐらい課税調定が見込めるというのが当初で3億7,063万4,000円というものを見込んでおりました。5月28日に繰上充用の必要財源分として16273、この分を上積みさせていただきましたので、単純に申し上げますと、この440722という今回の調定すべき収入額から当初の額370634を引きまして、さらに1回目の補正額16273を引いたものが53815、今回補正をさせていただきます医療給付費分、現年課税分を5,381万5,000円というものになってまいります。

当初予算の段階でそれぞれ見込みとして予算を組ましていただいている分があるものですから、今回税率等で新たに見込んだ数字から当初予算を差し引いた分が今回ふえる分につきましては、一般被保険者の医療費の現年度分、それから退職被保険者の医療分の現年度分それぞれ増額の補正をさせていただきますし、介護納付金分につきましては、一般と退職それぞれ減額の補正予算ということに相なっております。

委員長
1 番

1 番。

わかりました。

そうしますと、年度当初予算の中にもそれからこの前の第1回臨時会での増額の中にも条例によって増額した分が入っていないとは言えないわけですね。全部一緒にして計算していくということになりますね、今のお話しだと。

今回の5,381万5,000円、94%であるというけれども、それが純粋に条例変更のときにこれだけ値上げするんですという額とは一致しないということですね。いわばこの前増額した中にも言ってしまえばもう既に混じってしまっているというふうには考えなければならないということですね。そうでないとちょっと数字が今回で初めて増額分が計上されたんだというふうにと考えると全然合わないんですよ。その

委員 長

あたりの非常に単純な話を聞いているわけです。

町民課長

町民課長。

非常に5月の補正も含めてややこしい形になっておりますが、当初予算の見方は、税率改定の要素を一切含んでおりませんでした。率としては含んでおりませんが、課税すべき所得割額の見込み、それから被保険者数、世帯数については、16年度の当初課税の段階でこのレベルになるのではないかという推計を用いておりますので、その分につきましては、16年度の要素が入ってないかとなると見込みで見えておりますということになるんですが、税率改定の要素のものは旧税率等を使わせていただいて算定をしているものでありまして、それはどうしてかといいますと、当初予算編成の段階でまだ税率等が議会の了承をいただいていたということでありまして、そういう要素で組ませていただいております。

そういう意味で申し上げますと、委員おっしゃるように税率改定の要素のものは、私どもとしては今回初めて出させていただくという言い方になるわけではありますが、それぞれの補正すべき額の分につきましては、先ほど一般被保険者の医療費分の現年度分でご説明申し上げましたように、今回シミュレーションといいますか、推計で収納率を見込んで最終的に調定額を見込む、そこから当初の分を差し引かせてもらって、それでさらに途中で補正の要素ございましたから、これは16273といいますのは、新年度課税分のものを見込んで財源としたということではなくて、当初予算を見込んだ中での収納率を若干このときは98.12%まで現年度分も上げるということで財源確保をしたわけですが、そういった手法でやらせていただきまして、今回98%ではなくて、もとの現年度分につきましても94%という見込み方をしたいということで、収納率については、もとの戻しております。

そういう意味で、当初予算の段階では税率改定等の要素は一切見ておりませんということで、滞繰分につきましてはまだお話しなかったんですが、先にご説明申し上げますと、滞繰分も予算の組み方としては同じでございます。当初予算の中で、滞繰として、滞繰分は現年度滞繰と過年度滞繰とそれぞれ要素があるんでありますが、当初予算の組み方として滞繰分が7,700万ほどを見ておりました。最終的にといいますか、5月28日の補正予算の段階ではこの滞繰分が現年度で2,790万ぐらい、それから、滞繰繰越分で6,150万ということで、合わせて8,945万ほど5月28日の補正の段階では見込みました。この10年もう数字が動いておりますので、このときに

いわゆる繰上充用の財源としまして議論になりました滞繰分 100%見込むということについてどうなんだというお話がございましたが、それはそれとしてこの……。

失礼しました。7,700万当初で見ていたんですが、そのうち当初予算で見ておりましたのは収納率60%という数字を使わせていただきまして、当初予算で見ておりましたのは4,622万9,000円を当初予算の滞納繰越分として予算を見ております。先ほど言いました当初予算見込んでおりました滞納繰越分が5月28日の段階では8,945万6,000円ということになったものでありますから、当初で見ておりました分を差し引きまして残りの分4,322万7,000円というものを繰り越し財源として滞繰分としてはこれだけ使わせてくださいという形のもので提案をさせていただいたものであります。この最終滞繰分そのものも5月31日現在で若干数字が動いておりますので、今回、その要素につきましては補正をお願いをしておりますが、次の段階になりますが、最終的な段階になりますが、固まった数字そのものを補正要素としてまた提出をさせていただこうということで、私どもは考えております。

委員おっしゃる、いろいろ数字が合わないぞという部分につきましては、今回計算しましたもの、あるいは滞繰につきましては最終確定しましたものと当初予算で見ておりましたものとの差額分につきまして補正要素として出てくる数字ということでご理解をいただければと思います。

委員長

1番。

1番

聞いてないことまで丁寧に答えていただきまして、滞納繰越はまだ私聞いていなかったんですけども、非常に難しい話、確かに制度が複雑ですから、簡単に説明しようと思ったってなかなかできないのはよくわかるんですが、要するに収納率のパーセンテージを変えますと、例えば基礎にした数字は増額した分を入れてなくても93%、4%のあたりを98%ぐらいに考えて先に入れてしまう、また今度は基礎数字が大きくなったところで94%に落とすということをやると、結局出てきた数字では、言葉ではちょっとどうかわかりませんが、今回のいわば増額の先食いを出てきた数字の結果は行っているという形になりますよね。ですから、単純にそここのところに出てきたものに前と同じパーセンテージ掛けてもその数字にはならないんだということはわかりました。

いずれにしても、今増額になった分の見込みがあるから98%に上げて増額することも許されるんでしょうね。これがもし増額も何もなければ、この後94%に落

としたら減額補正になりますからね、そういうとことですね。わかりました。非常に難しいものだなということです。

それで、できれば参考資料のようなときにここに出てきた数字とここに出てきた数字が合わないのはこういうことだというのがわかりやすく後ろに計算式でもちよっちょっと書いておいていただければ大変こちらはありがたいんですけども。

そうしますと、前回の臨時会で現年度分は 98.12%だったかな、98.2%だったか、とにかくそれで載っていたと、それが今回は94%に落ちて、そして今度は条例の変った分を全部計算に入れて出てきた数字がこれであると、そうすると、今回の分を94%で割り返していくと今年の 100%が出るんですね。補正分のそれも出ないんですか。やはり前の数字との関係でもって足したり引いたりしているからそれでは出ないと、こういうことなんですね。だから、100%になったら幾らですよというのが参考資料あたりにわかりやすく書いておいてもらえればありがたいと、こういうことなんです。

それで、その数字をちょっとまず教えていただきたい。それはこのところに出てくる参考数字の調定額のところに出てきた 7,980万 3,310円がふえますよという、これとびたりと一致するというふうに考えておけばよろしいんですか。

委員長

休憩します。

休憩時刻 16時47分

委員長

再開いたします。

再開時刻 16時51分

町民課長。

町民課長

時間をとらせまして申しわけございません。

100%の数字はどれかというお話でございます。一般被保険者の医療費分の現年度であります、改正後の税率によります 100%の数字は 468854085、単位は円でございます。4億 6,885万 4,085円、これの収納率94%を見まして 440722839でございます。当初でみておりましたが370634でありまして、これに第1回目の補正額 16273 の要素が加わりますので、今回補正します額は 53815、補正前の額が5月補正の分も含みますと386907、3億 8,690万 7,000円が補正前の額でありまして、補正の額は 5,381万 5,000円、補正後 4,072万 2,000円となります。

それから、退職の医療分でございますが、100%の数字は38753776、単位円でございます。3,875万 3,776円、これの収納率94%の額が36428549、単位円でありま

す。3,642万8,000円であります。当初予算でみておりましたのが27818でありましたので、今回差額8610、861万を補正をしまして、補正後の額3,642万8,000円とする内容でございます。

委員長
1 番

1 番。

わかりました。

それで、滞納の話にまでちょっと入っていくんですが、この滞納繰越というのを今回は先ほど非常に丁寧に予算の提案理由のときにおっしゃっていましたが、いわゆる前年度繰上充用金との関係で100%計上したわけですね。歳入は現在そういうものも含んだ歳入になっているわけです。

実際の去年の実績というのは6%ですね、ある時期には14.何%というときもありましたが、これは現年度分の数字を挙げておかないといろいろと国との関係があるので困るものですから、両方を入れるということ、1つのものをどっちに入れようかということになったときにはなるべく現年度分の方に入れてもらわなければならないという要素ようなも現場ではあるのではないかというふうには思うんです。ですから、どうしても滞納繰越の率、収納率が上がってこないというのは、単に滞繰を投げてあるからということではないというふうに思われます。

それで、現在こういうご時世ですので、特に滞納繰越の収納率にいわばしわ寄せが来るという状態だと思うんです。6%、7%というようなところで推移せざるを得ないものを会計法上の手法であろうと何であろうと100%載せていますよね。その差というのは非常に大きいですね。その大きな差というのは、少なくともその費目においてこれは収入が見込めないであろうというふうに思われる、法律上は債権があるというんだけど、しよせん金というものは握って金、紙に書いてあるときはただの話ですから。そのような状態の予算をこれからも継続していくということになるのか、それともなるべく早い時期に補正されるのか、あるいはこれが3月末まで、こういういわば歳入の中に水膨れ状態でいわばたなごらしにして持っていかなければならないのか、この点についてお答えをいただきたいんです。

委員長
行 財 政
課 長

行財政課長。

滞納繰越の関係で5月末において補正予算を組まさせていただいたわけですが、繰上充用の手法をとったということでもあります。このことにつきまして、いずれにいたしましても、この発生した赤字額というものについては、単

年度でこれを吸収することはなかなか難しいだろうというふうにも思っております。そういう意味で、提案理由の中でお話をいたしましたけれども、3つの方法がある、その中で、会計内での上部団体からの借り入れの措置もあるというふうなこともお話しいたしました。これはお借りをしたお金を3年後に3年間でお返しをすると、計6年の中で会計措置をしていくという上部団体からの借り入れの手法もあるということもあります。

そういう中で、今後の中で一般会計の繰り出し等がきちんと赤字補てんをすることができていく状況であればこれはよろしいわけでございますけれども、いずれにいたしましても、会計の中で未収となっている財源をもって繰上充用の方法をとって行ったということでございますので、この赤字を補てんする財源についてこの1年間の中でその手法も含めて解決を、単年度で解決できるかどうかは別にいたしまして、この金額を減らしていくという方法について一般会計も強力した中で特別会計の健全化に物事を進めていかなければいけないというふうに考えております。

委員長

1 番。

1 番

そういう難しい話聞いているのではないんですよ。時間もないのでポイントだけ答えてほしいんですよ。

繰上充用をとった理由とか繰上充用やそれと似たような制度の話を知っているのではないんですよ。繰上充用という制度をとったために6%の歳入しかない、実績ではですよ。それを100%に膨らませて歳入に載せなければならない。そうすると、94%か90何%か、幾ら少なく見ても90%はこれはまずとれる当てがないということは、今までの経験上から明らかでしょう。そうすると、歳入がいわば入ってくる当てがないということがほとんど経験則上わかっているものが載っているわけですよ、歳入に。これは非常に異例のことですよ。異常とは言いませんけれども、だからなるべく早くそういう歳入の膨らんでいる部分を補正でもって減額してしまうのか、それともこういう制度をとったがためにこれは3月までずっとたなざらしにしておかなければならないのかと聞いたんですよ。どうして前年度繰上充用をとったんですかなんていうことは聞いていませんから、知っていることだけ教えてください。

委員長

行財政課長。

行 財 政
課 長

今の状況からいたしましてこのとった措置についてこのままの形で来年の3月までの段階に持っていかざるを得ないという状況であるということは、ご理解願いたいと思います。

委 員 長

1 番。

1 番

わかりました。

それで、滞納繰越の内容とといいますか、対応とといいますか、それについてちょっとお聞きします。

滞納繰越というものが随分件数が多い、全体では1億近いものだというふうになっております。それで随分前からの滞納もあるわけですね。もちろん1件1件については私知りませんが、総額でもって年次別なんていうことでもって聞いていくと随分前のもあるわけですね。そういうものについてやはりどうしても徴収が不納になる、いろんな事例はあると思いますが。そういう場合には不納欠損処分をしなければならない。そうすると多い年には1,900万とかそのぐらいの不納欠損になっているんですね。改めて決算を見てみますと、このごろはそんなに多くはないけれども、それでも1,300万とか500万とかという数字になったと思いますが、そういうふうになっているわけですね。

大変に現場担当者は苦勞をしているということはよく聞いておりますが、この不納欠損というのはどういう場合に行われているのか、簡単に結構ですからその点からまず説明をしていただきたい。

委 員 長

税務課長。

税務課長

滞納繰越と不納欠損の関係のご質問でございますけれども、ただいまご質問者からありましたけれども、現在の14年度までの滞納額が実は6,785万2,760円、そして15年度の現年度滞納繰越と申しますか、その分が3,232万8,549円、滞納総額が15年度の5月31日の出納閉鎖をもった中の決算では1億18万1,313円、世帯にして約459世帯ほどになったわけでありまして、その点につきましては、前年度よりも50世帯ほど新規滞納者がふえる、残念ながらふえてしまったというのが現状であります。

そういった中で、それぞれ通常の納税相談等を初め収納の面において努力には向かってきたわけでございますけれども、そういう結果になりまして滞納額もふえているというのが実態であります。そして、その年度におきましても、結構古い年度

から滞納額もございまして、それらの不納欠損の関係でありますけれども、例年決算に不納欠損処分書を示させていただいておりますが、それは小計の中でありませけれども、いろんな事情、状況下の分けもございまして。

そんな中で端的に申し上げますと、やはり今まで働いていたけれども、病気になってその後働けなくなったので生保受給者になっただとか、あるいは世帯のだれかが病気でその方の医療等の問題だとか、あるいは本人死亡になり相続人もないだとか、あるいは大家族で収入が少ない生活困窮と申しますか、そういった方、また中には行方不明等もございまして、そのほかに通常の納税折衝は続けてきたものの生活面においてのいろいろ申し上げました中で納入困難なためやむなく不納欠損にしなければならないといったような状況の中で、本年度につきましては、1,163万371円、件数にして108件、前年度対比16件の261万2,280円の減ではありますけれども、先ほど質問者が申し上げられておりました2,000万近く過去5年間の中で不納欠損処分を進められてきているという状況下も一つにはございます。

そういった中で、私どもも決算5月31日終わったばかりですから、いろいろと分析してこれからの対応にも当たっていかねばならないわけでありませけれども、できるものであれば10%ぐらいの滞納繰越分の収納率を目標にはしているわけですが、その収納に努めていかねばならないと思っておりますし、いければいいなというのは心情でございまして。ご理解願います。

委員長

1番。

1番

非常にるるご説明いただいたんですが、端的に言うと、経済状態やいろいろなことで免除に該当してしまったという場合、それから、事実上の徴収が全く困難というよりは不能であるということが客観的にいえる場合、それと消滅時効にかかった場合というぐらいしかないと思うんですね。大きく分ければ大体この3つぐらいになると。それで、非常に苦勞をなさっているというふうに思います。

それで、ちょっと今の説明の中になかったんですが、消滅時効にかかって不納欠損をせざるを得ないというような事例というのは、やはりありますか。

委員長

税務課長。

税務課長

5年間経過にある時効消滅の関係かと思っておりますけれども、この点につきましては、保険税におきまして77件の960万8,436円ほどございまして。15年度決算においてです。

委員長 1番。1番 余り長くなるのではやめますけれども、これ時効消滅が5年間になりますよね。それで、幾らかずつでも入れてもらいたいわけだし、幾らかずつ分割でも何であろうとも徴収していかなければならないというのが原則ですよね。その場合に時効の中断ということはきちんと行っていかなければなりませんよね。どういう形で行っていますか。

委員長 税務課長。税務課長 時効の中断の関係でございますけれども、督促状、催告状による中断、それから、倒産による処分停止による中断、それから、財産の差し押さえによる中断、それから、質問者がおっしゃられておられます一部納入を続けている中断、そういったものが主な内容かと思えます。

委員長 1番。1番 今、督促という話があったんですが、今年督促状を出すと、それで払ってもらわなければまた次の年、督促状を出すというやり方で中断をしているということですか。

委員長 税務課長。税務課長 督促につきましても催告につきましても、この関係については期限的なものが付されております。ちょっとそれ持ち合わせないのでお待ちいただけますか。

委員長 1番。1番 民法上の催告だというと半年、それから、この行政法上の督促だと10日、強い裁判上の請求といわれるものを行わなければ、その催告なり督促状いわゆる請求、私人間ではないんだな、この場合には。裁判前の請求の効果ないんですよね。だからそここのところでもって催告の繰り返しやっても意味がないですから、その点については十分お気をつけいただきたいです。

それと、もう一つお願いしておきたいのは、一たん消滅時効成立の年限を過ぎても債務者側において承認をした場合には、それによって時効は中断しますので、ですから、多少なりとも月1,000円でも払えるという見込みがあってそういう意思のある方からは、承認書何でもいいんですよ。これだけのまだ未払い分があるということを見ずから認める、自認する書いたものをもっておけばいいんです。そういう形でなるべく時効消滅によって不納欠損に落としましたというものはなるべくなく

してもらいたい。ただ、時効消滅の成立の年限にはなっているが、それが事実上の全くの徴収不納であるとか、客観的にですね、あるいはその他免除規定等に該当するような事項になっていることで不納欠損に落ちていく分にはこれは仕方がないと思います。しかし、実際には客観的に見れば徴収可能な状況がまだ見られるんだけど、5年間時効消滅でこれ以上裁判上の請求を行っても、あるいはそういうもろもろの諸手続を行っても相手方から消滅時効の援用をされるとどうにもならないだろうというような事態になるというような状況はこちらの努力で防げると思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいわけです。

それと、今非常に不景気ですよね、世の中は。そうすると、支払う家庭は皆一様にといいだと思いますが、大変になってきています。その大変さはそれぞれの家庭で違いますけれども、そういう中で、保険税は値上げをせざるを得ない事情があって値上げをしました。これで滞納がふえなければどうかしていますよね。これは論理的に言うと。だから、徴収率を今年のレベルをもし維持できたらこれは大変な努力だというふうに私は見ているんですよ。

それでどうなんでしょうか。予測としてはどのように考えていますか。

委員長

税務課長。

税務課長

本年度から2年間にわたりこの保険税の税率それぞれ引き上げになって、7月初めに保険税の納付書がそれぞれ納税者の方に行く時期になってまいりました。そんな中で私ども係内といたしましても、そのことを本年度は念頭に置いて納税者の方々と十分にお話し合いをしていかなければならんということで、まず6月に3税の納付書を発送してございます。そんな中で7月には保険税の納付書もでするので、そして引き上げになりますということもお話しした中で、まず分割で来月保険税出ると合わせてながらひとつやってほしい、しかし6月については、まず3税の方を進めていただきたいということで、今それぞれ担当者が前年度滞納になった家庭等を主として回らせていただいておりますし、また引き続き口座振替の推奨も勧めてきてございます。

いずれにいたしましても、納期は8回から9回になりましたものの3月まででございまして、本年の状況を見ましてもやはり冬期間のこの厚岸町の収入というのは極端に減少するといったような状況下にもありますので、早いうちに5月出納閉鎖までに何とかできる努力をしていただきたいということで、分割納付に努めていき

たいと思いますけれども、言われますようにいろいろやはり経済状況もございます。今のこういった状況からいきますと、いろんな物の値上げ等もございまして、そこそこの家庭においてはそれぞれ負担も増になってきておりますので、なかなか保険税を完納してくださいということを相談を申し上げていきますものの、それぞれその家庭の事情等も考慮に入れながら進めていくと、そんな考えでおりますが、94%これはやはり道からも国保の財源の充当のためにこの目標数値は努力するようにとの指導もございますので、努力はしてまいりますものの非常に相当の努力をしなければ難しいと、このようには考えております。

委員 長

1 番。

1 番

これ最後にします。

今担当者もおっしゃっているように94%というラインを引いて後ろで柳の鞭持って国は待っているわけですよ。それで、それを割るといって歳入に大きな影響を及ぼすという状況もございます。ですから、いろいろな相談に乗るといって何とか分割払いでも何でもいいから払ってもらおうように払いやすい方法を一緒になって相談していこうというふうにおっしゃっていただきましたので、なお一層の努力をお願いしたい。

それから、もう一つこれも要望なんですけど、他市町村においては、国保が払えないと保険証を取り上げてしまうというような国の指導に唯々諾々と従ってそういうことをやっているところもあるようです。厚岸町はそれをやっていないというふうに伺っていますが、これから非常に厳しい状況が出てくるとは思いますが、その中で、何とかいわゆる血も涙もある行政を進めていただきたいとそういうふうに思うわけですが、その点についてもお答えをいただきたい。

委員 長

町民課長。

町民課長

私の方から納税の払いやすい方法の努力も含めて、町民課も窓口業務、国保運営という立場で持っておりますし、納税者の相談の対応も含めて取り次ぎ業務もあるかもしれませんが、そうした対応に連携をするということで私どもも努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、委員おっしゃるとおり保険証のいわゆる引き上げ、種類は二通りありまして、期間の短い短期保険証というものもございまして、それから、資格証明書というものもございまして、厚岸町の場合は、今の段階は資格証明書という制度で要

綱をもってやっておりますが、委員おっしゃるように基本的には私どもそれを最上段に見せびらかして払わないのが悪いという議論ではなくて、納税相談を最大限として納めていただける方法についていろいろ相談を受けながら進めていくというのが基本姿勢であります。そこから逸脱をしたから即どうのということではなくて、いわゆる私どもが滞納者の中で、この方々はもし資格証明書の該当になるんじゃないかという方が出てくるとすれば、それはお金がありながら意図的に払わないという、そして私どもの相談に乗ってくださいということにも一切耳を貸さないというケースが出てきました場合には、これは私どももその対象者として時と場合によっては遠慮なくそういった制度も使わせてもらおうという場合があるかもしれませんが、それは最終段階の話でありまして、従来から申し上げてきていますように基本的には納税相談をこまめにこちらからもお願いをし、幾らかずつでも納めていただくということが先ほどの滞納繰越分の収納のあり方についてのご提言もそうでありましたように、私どももそこを大事にしながら進めていくということを基本にしておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

委員 長

いいですか。

進みます。

14番。

1 4 番

ちょっとお願いしておきますが、賦課事務が終わって調定額が確定しますよね。その段階でこの後ろの表、条例改正の特別委員会では色刷りのきれいな表が出ましたけれども、確定したものでこれ全部ですね、表をつくっていただきたいというふうに思います。

委員 長

町民課長。

町民課長

時間をとりまして申しわけございません。

今回提出をしております議案第54号の参考資料の一番後ろについておりますものだと思いますが、それで今回色がついておりませんが、入っております数字、それから世帯の分布につきましては、4月1日賦課期日現在の確定したものをデータとして打ち込んでおります。一番右側の方にもそういう意味では7割軽減世帯の該当になる世帯、一番上の段であります。646世帯プラス162世帯分ですから、808世帯ぐらいになりますが、ここが7割軽減ですとかという区分でござんいただけるようになっております。

それから、推計のときにも提出させていただきましたが、下の階段状になっております表であります。それで階段状の表で一番左側に 600万のラインから右上がりになっておりますのが税率改定前の53万円の限度額のラインであります。それから、左側 800万円の所得階級のラインから少し濃い階段で右上がりになっておりますのが、逆ですね、濃い方が旧であります。薄い方が新の限度額のラインであります。そういうふうに見ていただければと思います。

(「わかった」の声あり)

委員長

いいですか。

ほか、ございませんか。

16番。

16番

ちょっとわからないのでお聞きします。

上限の 800万というところがあるんですけども、この税金に対しての税率の改正比較というのがありますけれども、800万までとめなければならないというのは町条例なのか国からの指導なのか、その辺、ちょっと教えてもらえますか。

委員長

町民課長。

町民課長

限度額のことだと思いますが、これは上位法としましては地方税法で規定をしているものでありまして、町としましては国民健康保険税条例で改めて規定をして上限額の運用をしているというものでございます。

委員長

16番。

16番

町として決めているということですか。

委員長

町民課長。

町民課長

地方税法の規定として条例で定めるということが原則になってまいりますので、この規定につきましても国民健康保険税条例で規定をするということでもあります。ちなみに現行税条例でいきますと11条だと思いますが、保険税の軽減という項目がありまして、そこで規定をしております。

委員長

16番。

16番

これに基づいて 800万が限度ということで、町としても 800万を限度にしているということなんでしょうか。厚岸町として例えば 850とか 900とかということではできないんでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

この表でもう少しお話ししますが、800万の所得階層で一番上に世帯の人数入っております。1人世帯の方で上の段も下の段も53万円ですから、税率改正前も改正後も限度額の53万円かかりますよ、したがって今回の率の引き上げに伴って税の増額はございませんというのがこの表であります。たまたまゼロ世帯になっておりますから、ここに該当する世帯は、16年の4月1日現在ではないというのがこの表であります。

世帯人数がふえてきますと控除額がそれぞれ出てまいりますので、所得階級そのものが上の方に上がってまいります。800万という規定の仕方ではなくて、世帯として何人の世帯がいらっしゃって世帯の国保加入者の所得、それから、人数、世帯というそれぞれの計算をして出したものが幾らになるのかというものでこのラインが決まってくるのでありまして、所得階級が先にありきではない、世帯ごとに違うということをご理解いただければと思うんですが。

委員長

16番。

16番

いやそうではなくて、最終的には所得階級から1人、2人、3人に対して幾らかということが決まってくるわけだから、僕が言っているのは800万を超える者については、そこで上限53万でとまってしまっているから900万、1,000万の所得がある人はそのところですよ。350万からはずっと50万刻みでいっているの、その850万、900万、1,000万というふうにそういう上限額というのは、町としては変えることはできないのかどうなのか。53万というのがここでストップになっていますよね。ということは、900万も1,000万も1,200万ももっている人も800万ももっている人も同じ53万でストップなので、53万円以上その地方税法の中の話で厚岸町の条例の中ですることができるのかできないのかということなんですけれど、それを聞いているんです。

委員長

町民課長。

町民課長

今のご質問であります、地方税法の規定でありますから、町が独自の制度として規定することはできないということをご理解いただければと思います。

委員長

いいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長

進みます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、2 項国庫補助金、

1 目財政調整交付金。

以上で歳入を終わります。

次に、6 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、2 項高額療養費、

1 目一般被保険者高額療養費。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金。

ございませんか。

(な し)

委員長

4 款介護給付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金。

8 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金、1 目前年度繰上充用金。

ございませんか。

(な し)

委員長

総体的にございませんか。

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり……。

(「反対」の声あり)

委員長

反対者がいますので、討論しますか。

それでは、起立により採決をします。

お諮りします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員 長 次に、議案第55号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書、お開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金。

ございませんか。

(なし)

委員 長 なければ以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。

ございませんか。

(なし)

委員 長 総体的にごございませんか。

(なし)

委員 長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員 長 次に、議案第56号 平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

1ページ、第2条業務の予定量。

ございませんか。

(なし)

委員 長 次に、第3条収益的収入及び支出。

5ページをお開き願います。

1 款水道事業費用、2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税。
ございませんか。

(な し)

委 員 長 次に、1 ページにお戻りいただきます。

第 4 条資本的収入及び支出。

5 ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

6 項補償金、1 目補償金。

ございませんか。

14 番。

1 4 番 これ、床潭末広間道路水道管移設工事というふうにあります、新しくつくって
いる床潭末広間道路なんですか。

委 員 長 水道課長。

水道課長 そのとおりでございます。

委 員 長 14 番。

1 4 番 今まで十分承知していなかったものですから、これは目的としては、どういうふうな目的なんですか。

委 員 長 水道課長。

水道課長 この水道管移設工事の目的ですけれども、この工事につきましては、先ほど提案理由の説明の際にも申し上げましたけれども、現在北海道が工事やっている区間、床潭ですけれども、その工事に際しまして、水道管、送水管と配水管になりますけれども、これらが工事の支障になるということで、それを移設するというところでございます。

委 員 長 14 番。

1 4 番 そうしましたら、道の代行工事ですから従来あった既設の水道管について撤去するということなんですね。

委 員 長 水道課長。

水道課長 そのとおりでございます。

委 員 長 いいですか。

ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ進みます。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。

ございませんか。

(なし)

委員長 次に、2 ページへお戻り願います。

第 5 条企業債です。

ございませんか。

(なし)

委員長 5 ページは資金計画でございます。

総体的にございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 以上で本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算 4 件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 17 時 41 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年6月21日

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長